

人材確保にお困りの中小企業の皆さまへ

平成30年度「企業魅力アップ・定着支援事業」

30産P2-001A4

企業の皆様が負担する

採用活動にかかる経費を助成します！

～面接旅費、転居費用、情報発信・採用活動助成～

対象企業

阪神北、東播磨（明石市除く）、北播磨、中播磨（姫路市除く）、西播磨
但馬、丹波、淡路地域に本社又は主たる事業所（実質的な本社）を置く中小企業

1

面接旅費助成金



新規学卒予定者、UJIターン就職希望者に面接等選考時の旅費（公共交通機関を利用した場合に限る）を支給する中小企業に支給額の半額を助成します！

対象者

新規学卒予定者（平成31年3月に卒業予定の者。ただし、高校生は除く）
UJIターン就職希望者（県外に居住し、採用予定時に45歳未満の者）

助成額

中小企業が負担した面接選考旅費の1/2以内（100円未満切り捨て）

（注1）対象者1人あたり5万円が上限です

（注2）1000円未満（支給額が2000円に満たない場合）は対象外です

（注3）対象者1人につき、1回限りの助成です

（注4）新規学卒予定者の面接選考は平成30年6月1日（金）以降のもののみ対象です

2

転居費用助成金



新規学卒者、UJIターン就職者を正社員として雇い入れた際に、転居費用を支給する中小企業に支給額の半額を助成します！

対象者

新規学卒者（平成30年3月に卒業した者。ただし、高校生は除く）
UJIターン就職者（県外から転居し、採用時に45歳未満の者）

助成額

中小企業事業主が負担した転居費用の1/2以内（100円未満切り捨て）

（注1）単身で転居する者5万円、家族を伴って転居する者20万円が上限です

（注2）助成の対象となるのは、引越代、交通費のみ（敷金等は対象外）です